



第3期留萌市子ども・子育て支援事業計画を策定しました

市では、令和7年度から5カ年を計画期間とする第3期留萌市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

特集

問 市・子育て支援課

TEL 42-1808

●策定の趣旨

市では、平成27年度から「留萌市子ども・子育て支援事業計画」によって、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。「第3期留萌市子ども・子育て支援事業計画」は、前計画の期間が令和6年度で終了することから、これまでの取り組みの成果と課題及び子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正を踏まえ策定したものです。

■計画の対象

障がい、疾病、虐待、貧困など、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育てに関わる個人や団体を対象とします。また、本計画において、子どもとは18歳未満とします。

■計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。期間途中で計画内容と実態に乖離が生じた場合には、計画の中間年を目安に計画の見直しを行うものとします。

●基本理念

留萌市のすべての子どもが健やかに成長し、今もこれからもその最善の利益が実現されることを目的に、本計画の基本理念を定めています。

◎ 基本理念 ◎

子どもたちの生きる力
「夢・希望・笑顔」あふれるまち

■ 基本視点と基本目標 ■

基本理念の実現に向けて、4点の基本視点と、18点の基本目標を定めています。

■基本視点

基本視点1 すべての子どもたちの心豊かな成長を育む環境づくり

基本視点2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

基本視点3 子育て家庭を地域のみinnで支える環境づくり

基本視点4 特別な支援が必要な子どもが健やかに成長できる環境づくり

■基本目標

- ①地域子育て支援の充実
- ②就学前教育・保育の充実
- ③学校教育環境の充実
- ④情報提供・相談体制の充実
- ⑤母子保健・医療体制の充実
- ⑥食育の推進
- ⑦安心・安全な生活環境の整備
- ⑧仕事と子育ての両立支援
- ⑨子どもの健全育成
- ⑩次代の親の育成
- ⑪家庭や地域の教育力の向上
- ⑫有害環境対策の推進
- ⑬子どもの権利・安全の確保
- ⑭児童虐待防止の推進
- ⑮ひとり親家庭等への自立支援
- ⑯障がい児施策の推進
- ⑰その他支援を必要とする児童に対する施策の推進
- ⑱その他（実施に向けて検討が必要な事業）

●計画に基づく具体的事業

計画に基づく具体的事業については、前計画（第2期留萌市子ども・子育て支援事業計画）を継続し、106事業により子ども・子育て支援を推進します。具体的な事業についてご紹介します。

●病児保育事業／病児保育医師連絡書文書作成料助成金

病児について、病院・保育所に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行うことにより、児童の健全育成と保護者の負担軽減を図ります。また、病児保育が必要な家庭が費用負担のため利用を控えることなく利用できるよう、自己負担としている「医師連絡書」の費用を負担し、児童の健全育成と保護者の仕事と子育ての両立を支援します。

●るもいE C (English Communication) タイム

小学校1・2年生からの英語に親しむ教育活動として、3・4年生への外国語活動へスムーズにつなげていけるよう、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成するとともに、教職員の負担軽減や働き方改革にも寄与することを目的とし、派遣教員1名及び市ALT1名による英語の教育活動を実施します。



●産後ケア事業

出産後のケアを必要とする出産後1年を経過しない親子に対し、訪問型及び通所型事業「ホッ♡とママ教室」を実施し心や体のケア、育児のサポートを行うことで、出産後も安心して子育てができるよう支援します。



●計画の推進体制

本計画は子ども・子育て支援を基本に、様々な取り組みを総合的に推進するための計画であることから、各施策を効果的に、また確実に進めていくため、福祉、教育、保健・医療をはじめとする関係各部課や関係機関との横断的な推進体制の強化に努めます。また、行政だけでなく、地域における様々な分野での理解と関わりが重要であることから、家庭をはじめ、保育園、幼稚園、認定こども園、学校、地域活動団体等との連携・協働を図り、計画の推進に取り組みます。

第3期留萌市子ども・
子育て支援事業計画に
関するページ
(市HP)QR▶

